

改 正 案				現 行			
第十三条第三項	都道府県	指定市	指定市以外の	第十三条第三項	都道府県	指定市	指定市以外の
読み替える規定	読み替えら れる字句	読み替える字 句（法第十七 条第一項の場 合）	読み替える字 句（法第十七 条第二項の場 合）	読み替える規定	読み替えら れる字句	読み替える字 句（法第十七 条第一項の場 合）	読み替える字 句（法第十七 条第二項の場 合）
<p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				<p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>（国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができ る施設又は工作物）</p> <p>第一条の六 法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とする。</p>				<p>（新設）</p>			
<p>目次</p> <p>第一章～第二章の四（略）</p> <p>第三章 道路に関する費用の負担及び補助</p> <p>第一節 道路の新設等に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三章の二（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p>				<p>目次</p> <p>第一章～第二章の四（略）</p> <p>第三章 道路に関する費用の負担及び補助</p> <p>第一節 国道の新設又は改築に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三章の二（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p>			

(略)	(略)	(略)	(略)	第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	(略)	、第十八条第一項、第五十条第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	は	都道府県又は指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	指定市又は	指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	指定市以外の市又は	指定市以外の市の	(略)	市

2 法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	(略)	、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	は	都道府県又は指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	指定市又は	指定市の	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	指定市以外の市又は	指定市以外の市の	(略)	市

2 法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
	第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項		都道府県又は		町村又は
	第十九条第二項		都道府県の		町村の
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項		市町村		市町村（町村を除く。）
	第五十三条第一項		都道府県又は		都道府県又は町村若しくは
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
	第十九条第二項		都道府県の		町村の
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項		都道府県又は		町村又は
	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項		市町村		市町村（町村を除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三条第 一項、第二十四条、第二 十四条の二第二項及び 第三項、第二十四条の 三、第二十八条の二第 一項、第三十二条、第 三十三条第一項、第三 十四条から第三十六条 まで、第三十八条、第 三十九条第一項、第四 十条第二項、第四十一 条、第四十二条第一項 、第四十四条の二第一 項から第五項まで及び 第八項、第四十五条第 一項、第四十六条第一 項及び第二項、第四十 七条の六、第四十七 条の七第一項、第四十八 条の十七第一項、第五 十六条、第五十七条、 第五十八条第一項、第 五十九条第三項、第六 十条、第六十一条第一 項、第六十二条、第六 十六条第一項、第六十 七条の二から第六十九 条まで、第七十条第一 項、第三項及び第四項</p>	<p>道路管理者</p>
	<p>道路管理者等</p>
<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第二十四条の二第 一項及び第三項、第二 十四条の三、第三十二 条、第三十三条第一 項、第三十四条から第 三十六まで、第三十八 条、第三十九条第一 項、第四十条第二項、 第四十一条、第四十二 条第一項、第四十三 条の二第一項から第 五項まで及び第八項、 第四十五条第一項及 び第二項、第四十六 条の七第一項、第四 十七条の六、第四十七 条の七第一項、第四 十八条の十七第一項、 第五十六条、第五十七 条、第五十八条第一 項、第五十九条第三 項、第六十条、第六 十一条第一項、第六 十二条、第六十六 条第一項、第六十七 条の二から第六十九 条まで、第七十条第 一項、第三項及び第 四項、第七十一条第 一項から第五項まで、第七</p>	<p>道路管理者</p>
	<p>道路管理者等</p>

<p>、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	(略)	(略)			
<p>4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>		
<p>第二条第二項第二号、第六号及び第七号</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は国土交通大臣</p>	<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p>	<p>第十六条若しくは</p>
<p>道路管理者」とい</p>	<p>う。</p>	<p>道路管理者」という。又は国土交通大臣（以下「道路管理者</p>			

<p>十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	(略)	(略)
--	-----	-----

<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第四十七條の三、第四十七條の四第二項、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十八條の十七第一項、第四十九條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十条第一項、第七三項及び第四項、第七</p>		
	<p>道路管理者</p>	<p>決定して</p>
	<p>道路管理者等</p>	<p>決定し、道路管理者は 等」と総称する</p>

第四十八條の十四第	項 第四十七條の七第二		項 第四十七條の四第一	項及び第三項 第四十七條の二第二	項 第四十七條の二第二	十一條第一項から第五 項まで、第七十二條第 一項及び第三項、第九 十二條第四項、第九十 三條、第九十五條の二 、第九十六條第五項前 段
道路管理者は、	協定を	、道路管理者 場合においては	道路管理者は、第 四十六條第一項	の道路管理者	道路管理者を異に する二以上の道路 に係るものである とき（国土交通省 令で定める場合を 除く。）は、同項	
道路管理者等は	協定を 道路管理者等が	、道路管理者等 道路管理者等は	第四十六條第一 項	の道路管理者又 は国土交通大臣	第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	

一 項		
第四十八條の十八第 一項及び第三項	、 利便施設協定を	、 道路管理者等 が利便施設協定 を
第五十四條の二第一 項	共用管理施設関係 道路管理者	共用管理施設関 係道路管理者又 は国土交通大臣 及び他の道路の 道路管理者

(国土交通大臣の行う工事の告示)

第二条 国土交通大臣は、法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県若しくは指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事、同条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事又は法第十七条第六項の規定による都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行おうとする場合において、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(国土交通大臣の行う工事の告示)

第二条 国土交通大臣は、法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県若しくは指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事又は同条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行おうとする場合において、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 (略)

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九條(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金(第十一号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

六 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 二二三 (略)

2 (略)

第四條の三 法第二十七條第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四條第一項第一号及び第三号から第三十二号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二條第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四條第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五條 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七條第四項の規定により

一・二 (略)

三 (略)

四 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九條(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金(第九号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

五 二二一 (略)

2 (略)

(新設)

第五條 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七條第三項の規定により

当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇六 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七条の七第一項若しくは第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結し、又は法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〇五 (略)

4 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第二項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第五

当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〇六 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣又は指定市以外の市町村は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一〇五 (略)

3 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第二項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権

号までに掲げる権限

二〇四 (略)

5 | 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 | (略)

第十七条・第十八条 (略)

第十九条 (指定区間内の国道に係る占用料の額)

2 | (略)

3 | 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 | (略)

二 | 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

限
二〇四 (略)

4 | (略)

第十六条の二・第十七条 (略)

(占用料を徴収しない国の事業)

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 | 一般会計をもつて経理する事業

二 | 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

第十九条 (指定区間内の国道に係る占用料の額)

2 | (略)

3 | 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 | (略)

二 | 法第三十五条に規定する事業(前条に規定するものを除く。及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの)

4 三〇六 (略)

第一節 道路の新設等に要する費用の負担

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。)とする。

2 | 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額(収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築負担基本額」という。)に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額(第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。)とする。

4 三〇六 (略)

第一節 国道の新設又は改築に要する費用の負担

(都道府県負担額)

第二十一条 都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この条において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「都道府県負担額」という。)とする。

(新設)

3| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（国道新設等国庫負担額）

第二十二條 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、国道新設等負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国道新設等国庫負担額」という。）とする。

（国道新設等負担基本額等の通知）

第二十三條 国土交通大臣は、国道の新設等を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3| 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

4| 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又

（新設）

第二十二條 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国庫負担額」という。）とする。

（国庫負担額）

第二十三條 国土交通大臣は、国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、負担基本額及び都道府県負担額を通知しなければならない。

（負担基本額等の通知）

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

（新設）

（新設）

は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

5 | 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

6 | 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十一条第一項、第二十二條並びに第二十三條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、同項及び第二十三條第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条第一項並びに第二十三條第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「

3 | 国土交通大臣は、前二項の規定により通知した負担基本額、都道府県負担額又は都道府県分担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

4 | 前三項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県負担額」とあるのは、「国庫負担額」と読み替えるものとする。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十一条から第二十三條までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三條第四項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同条及び第二十三條第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三條中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三條第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指

指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

2| 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

3| 4| (略)

定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

(新設)

2| 3| (略)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十五条の三・第三十五条の四 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十一号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、

(新設)

第三十五条の二・第三十五条の三 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、

地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇六 (略)

七 第二十三条第一項から第五項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

八〇十 (略)

一一・一二 (略)

3 (略)

地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇六 (略)

七 第二十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により負担基本額、都道府県負担額（指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。）及び都道府県分担額を通知すること。

八〇十 (略)

一一・一二 (略)

3 (略)

改 正 案		現 行	
読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	読み替える規定
		<p>機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）</p>	読み替えられる字句
		<p>地方公社道路が行う道路（高速自動車国道を除く。）</p>	
<p>（手数料及び延滞金） 第十四条 法第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。 254（略）</p>		<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（手数料及び延滞金） 第十四条 法第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。 254（略）</p>		<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>	

	第二十四条	(略)		第二十二條の二、第二十四条	第二十二條の二	第二十一条、第二十二條第一項	(略)	
	の道路管理者	(略)		以外道路管理者	は道路管理者	道路管理者	(略)	
	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構の	(略)		社以外 済機構及び会 社以外	会社は	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	(略)	合 の管理につい て適用する場 合
	の地方道路公社	(略)		社以外 道路管理者及 び地方道路公 社以外	は地方道路公社	地方道路公社	(略)	合 の管理につい て適用する場 合

	第二十四条	(略)				第二十一条、第二十二條第一項	(略)	
者の道路管理	者以外 道路管理	(略)				道路管理 者	(略)	
本高速道路保有	独立行政法人日 本高速道路保有 済機構及び会 社以外	(略)				独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	(略)	合 の管理につい て適用する場 合
の地方道路公社	社以外 道路管理者及 び地方道路公 社以外	(略)				地方道路公社	(略)	合 の管理につい て適用する場 合

第四十七條の二 第二項	(略)		
道路管理者	(略)		
道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者が	(略)	道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(略)
道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者が	(略)	道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(略)

第四十七條の二 第二項	(略)		
道路管理 者が	(略)		
道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十七号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者が	(略)	道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十七号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	の・債務返済機構
道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十七号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者が	(略)	道路管理者又は 道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十七号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(略)

(略)		第七十一条第四項	(略)
(略)		基づく処分	(略)
(略)	の	基づく処分 道路整備特別 措置法第八条 第一項第十三 号、第十四号 、第十六号、 第十八号、第 二十一号、第 二十三号若し くは第二十五 号若しくは第 十七条第一項 第七号、第九 号、第十二号 、第十四号、 第十七号、第 十九号若しく は第二十一号 の規定により 道路管理者に 代わつて機構 若しくは地方 道路公社が行 うもの若しく は有料道路管 理者が行うも の	(略)
(略)	の	基づく処分 道路整備特別 措置法第八条 第一項第十三 号、第十四号 、第十六号、 第十八号、第 二十一号、第 二十三号若し くは第二十五 号若しくは第 十七条第一項 第七号、第九 号、第十二号 、第十四号、 第十七号、第 十九号若しく は第二十一号 の規定により 道路管理者に 代わつて機構 若しくは地方 道路公社が行 うもの若しく は有料道路管 理者が行うも の	(略)

(略)		第七十一条第四項	(略)
(略)		分 基づく処	(略)
(略)	者が行うもの	基づく処分 道路整備特別 措置法第八条 第一項第十三 号、第十四号 、第十六号、 第十八号、第 二十一号、第 二十三号若し くは第二十五 号若しくは第 十七条第一項 第六号、第八 号、第十一号 、第十三号、 第十六号、第 十八号若しく は第二十号の 規定により道 路管理者に代 わつて機構若 しくは地方道 路公社が行う もの若しくは 有料道路管理 者が行うもの	(略)
(略)	者が行うもの	基づく処分 道路整備特別 措置法第八条 第一項第十三 号、第十四号 、第十六号、 第十八号、第 二十一号、第 二十三号若し くは第二十五 号若しくは第 十七条第一項 第六号、第八 号、第十一号 、第十三号、 第十六号、第 十八号若しく は第二十号の 規定により道 路管理者に代 わつて機構若 しくは地方道 路公社が行う もの若しくは 有料道路管理 者が行うもの	(略)

<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	読み替える規定	<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	(略)		読み替えられる字句
	(略)		読み替える字句
<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第</p>	道路管理者	有料道路管理者	

<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	読み替える規定	<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	(略)		読み替えられる字句
	(略)		読み替える字句
<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条の二、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第</p>	道路管理者	有料道路管理者	

三項、第四十七條の二
第一項及び第五項、第
四十七條の三、第四十
七條の四、第四十七條
の七、第四十七條の十
第一項及び第三項、第
四十八條第二項及び第
四項、第四十八條の二
、第四十八條の三、第
四十八條の五第三項、
第四十八條の七、第四
十八條の八第二項、第
四十八條の九、第四十
八條の十、第四十八條
の十一第二項、第四十
八條の十二、第四十八
條の十七第一項、第四
十八條の十八第一項か
ら第三項まで、第五十
七條、第五十八條第一
項、第五十九條第三項
、第六十條から第六十
二條まで、第六十六條
第一項、第六十七條の
二から第六十九條まで
、第七十條第一項、第
三項及び第四項、第七
十一條第一項から第三
項まで及び第五項、第
七十二條第一項及び第
三項、第七十三條第一
項から第三項まで、第

の二第一項及び第五項
、第四十七條の三、第
四十七條の四、第四十
七條の七、第四十七條
の十第一項及び第三項
、第四十八條第二項及
び第四項、第四十八條
の二、第四十八條の三
、第四十八條の五第三
項、第四十八條の七、
第四十八條の八第二項
、第四十八條の九、第
四十八條の十、第四十
八條の十一第二項、第
四十八條の十二、第四
十八條の十七第一項、
第四十八條の十八第一
項から第三項まで、第
五十七條、第五十八條
第一項、第五十九條第
三項、第六十條から第
六十二條まで、第六十
六條第一項、第六十七
條の二から第六十九條
まで、第七十條第一項
、第三項及び第四項、
第七十一條第一項から
第三項まで及び第五項
、第七十二條第一項及
び第三項、第七十三條
第一項から第三項まで
、第七十五條第四項及

第七十一条第四項	(略)	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	(略)	七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三條、第四百四條
基づく処分	(略)	第四十九條から第五十一條までの規定により国又は	(略)	
第七十一条第四項	(略)	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	(略)	び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三條、第四百四條
基づく処分	(略)	第四十九條又は第五十條の規定により国又は	(略)	
第七十一条第四項	(略)	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	(略)	び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三條、第四百四條
基づく処分	(略)	第四十九條又は第五十條の規定により国又は	(略)	
第七十一条第四項	(略)	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	(略)	び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三條、第四百四條
基づく処分	(略)	第四十九條の規定により国又は	(略)	
第七十一条第四項	(略)	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	(略)	び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三條、第四百四條
基づく処分	(略)	第四十九條の規定により国又は	(略)	

(略)	(略)	第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
-----	-----	---

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の七第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
-----	-----	--

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の七第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号若しくは第二十五号若しくは第十七条第一項第六号、第八号、第十号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

			第二十二條の二、第二十四條		第二十一條、第二十二條第一項	(略)	第一欄
	道路管理者の		以外	は	道路管理者	(略)	第二欄
	国土交通大臣の		以外	は	国土交通大臣	(略)	第三欄
	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構の	(略)	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構及び 会社以外	会社は	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	(略)	第四欄

			第二十四條		第二十一條、第二十二條第一項	(略)	第一欄
道路管理者の	道路管理者以外	(略)			道路管理者	(略)	第二欄
国土交通大臣の	国土交通大臣以外	(略)			国土交通大臣	(略)	第三欄
独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構の	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構及び 会社以外	(略)			独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	(略)	第四欄

(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	
(略)	一の道路の 道路管理者	(略)	
(略)	国土交通大臣	(略)	
(略)	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十二号若しくは 第十七条第一 項第十八号の 規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(略)	

(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	
(略)	道路管理 者が	(略)	
(略)	国土交通大臣	(略)	
(略)	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十二号若しくは 第十七条第一 項第十七号の 規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(略)	済機構の

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三條第一 項、第二十四条、第二 十四条の三、第二十八 条第一項及び第三項、 第三十二条、第三十三 条第一項、第三十四 条から第三十七条まで、 第三十八条第一項、第 四十條第二項、第四十 一條、第四十二條第一 項、第四十三條の二、 第四十四條第一項、第 二項及び第四項、第 四十四條の二第一項から 第五項まで、第四十五</p>	（略）	<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三條 第一項、第二十四条、 第二十四条の三、第二 十八條第一項及び第三 項、第三十二条、第三 十三條第一項、第三十 四條から第三十七條ま で、第三十八條第一項 、第四十條第二項、第 四十一條、第四十二條 第一項、第四十三條の 二、第四十四條第一項 、第二項及び第四項、 第四十四條の二第一項 から第五項まで、第四 十五條第一項、第四十</p>	（略）	（略）

<p>第二十四条</p>	<p>条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三十三条、第四百条</p>
<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二まで</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第二十一条から第三十二条の二まで若しくは第八条</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第二十四条</p>	<p>六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三十三条、第四百条</p>
<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二条まで</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第二十一条若しくは第二十二条又は高速自動車国道法第八条</p>	<p>国土交通大臣</p>

(略)	第二十八条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	(略)
(略)	二以上の	道路	道路管理者
(略)	国土交通大臣及び	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路	国

(略)		第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	(略)
(略)			道路管理者
(略)			国

改 正 案	現 行
<p>（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）</p> <p>第四条 法第四条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。</p> <p>2 法第四条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。</p> <p>二 貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該占用予定者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該占用予定者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。</p> <p>（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請）</p> <p>第五条 法第六条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（地方道路整備臨時貸付金の償還方法）</p> <p>第四条 法第三条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。</p> <p>（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請）</p> <p>第五条 法第五条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p>

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行		
<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		（略）	（略）	（略）
第九條第一項第十號	第九條第一項第十號	第九條第一項第九號	第九條第一項第九號	第九條第一項第十號
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第九條第一項第十號	第九條第一項第十號	第九條第一項第九號	第九條第一項第九號	第九條第一項第十號
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第九條第一項第十號	第九條第一項第十號	第九條第一項第九號	第九條第一項第九號	第九條第一項第十號
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

<p>2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える道路法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条</p>	<p>協議</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>											
												<p>第二十一条の二</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>管理有料高速道路承継会社は</p>	<p>協議</p>	<p>管理有料高速道路承継会社が協議</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える道路法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条</p>	<p>協議</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>											
												<p>第二十四条</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>協議</p>	<p>管理有料高速道路承継会社が協議</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第五条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第四条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三・四（略）</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第二項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略） 2～4（略） 5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略） 2～4（略） 5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第二項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第十八条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第十八条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>